

○火災予防条例施行規則

平成17年12月27日規則第8号

改正

平成18年 7月25日規則第15号
平成24年10月10日規則第12号
平成26年 7月 1日規則第 2号
平成28年 3月28日規則第 7号
平成31年 3月27日規則第 6号
令和 2年12月25日規則第 9号
令和 3年 2月 3日規則第 1号
令和 5年 7月 3日規則第15号
令和 5年11月17日規則第16号
令和 8年 3月19日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、火災予防条例（昭和47年条例第8号。以下「条例」という。）
第49条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(各種申請書又は届出書の提出)

第2条 条例及びこの規則に基づく申請書又は届出書は、必要な関係図書を添付し正
副2通提出するものとする。

(簡易湯沸設備と給湯湯沸設備の区分)

第3条 条例第8条及び第8条の2に規定する簡易湯沸設備及び給湯湯沸設備は、次
のとおりとする。

(1) 簡易湯沸設備は、入力12キロワット以下の湯沸設備をいう。

(2) 給湯湯沸設備は、前号以外の湯沸設備をいう。

(標識及び掲示板等)

第4条 条例第11条第1項第5号（条例第8条の3、第11条の2、第12条第2
項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項の規定において準用する場合を含
む。）及び第3項、第17条第3号、第23条第2項及び第3項、第31条の2第
2項第1号（条例第33条第3項の規定において準用する場合を含む。）並びに第
34条第2項第1号の規定によりそれぞれ設ける標識は、別表第1に定めるとおり
とする。

2 条例第31条の2第2項第1号（条例第33条第3項の規定において準用する場
合を含む。）及び第34条第2項第1号の規定による防火に関し必要な事項を掲示
した掲示板は、次の表に掲げる危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表
第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状
を有するものをいう。以下同じ。）又は指定可燃物（条例別表第8の品名欄に掲げ
る物品で同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。）の種類に応じ、

同表に掲げる記載事項を記載するものとし、その様式は、別表第2に定めるとおりとする。

危険物又は指定可燃物の種類	記載事項
第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含むもの又は禁水性物品	禁水
第2類の危険物（引火性固体を除く。）	火気注意
第2類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品、第4類の危険物、第5類の危険物及び指定可燃物のうち可燃性固体類（条例別表第8備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）又は可燃性液体類（条例別表第8備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）	火気厳禁
指定可燃物（可燃性固体類及び可燃性液体類を除く。）	火気注意 整理整頓

3 条例第39条第4号の規定により設け、又は掲げる表示板又は満員札は、別表第3に定めるとおりとする。

（禁止行為の解除承認申請）

第5条 条例第23条第1項の消防長が指定する場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に次に掲げる危険物品（常時携帯するもので軽易なものを除く。）を持ち込む場合の同項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、様式第1号の申請書により申請しなければならない。

- (1) 危険物、可燃性固体類及び可燃性液体類
- (2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項に掲げる可燃性ガス
- (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類及び第2項に掲げるがん具煙火

（通気管の基準）

第6条 条例第31条の4第2項第4号（条例第33条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定による有効な通気管は、次のとおりとする。

- (1) 管の内径は、20ミリメートル以上とすること。
- (2) 先端の位置は、地上1.5メートル以上の高さとし、かつ、建築物の窓その他の開口部又は火を使用する設備等の給排気口から1メートル以上離すこと。
- (3) 先端の構造は、雨水の浸入を防ぐものとする。
- (4) 滞油するおそれがある屈曲をさせないこと。

（タンク周囲への流出防止）

第7条 条例第31条の4第2項第10号（条例第33条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定による流出を防止するための有効な措置は、次のとおりとする。

(1) 屋外タンク周囲への流出を防止するための有効な措置は、流出止めを次により設けるものとする。

ア 材質は、コンクリート又は鋼板等不燃材料であること。

イ 容量は、タンクの容量以上であること。ただし、2以上のタンクの周囲に設けるものにあつては、容量が最大であるタンクの容量以上であること。

ウ タンクの側板から流出止めまでの水平距離は、当該タンクの高さの5分の1以上であり、かつ、当該距離は、0.3メートル以上であること。ただし、タンクからの油の飛散を有効に防止できる措置を講じた場合はこの限りでない。

エ 流出止めを貫通して配管を設けないこと。

オ 当該流出止めには、滞水を外部に排水するための水抜口を設けるとともに、これを開閉する弁を流出止めの外部に設けること。

2 屋内タンク周囲への流出を防止するための有効な措置は、前項アからエまでの例により流出止めを設けるほか、ためますを流出止め内に設けるものとする。また、タンクを設置する室外への流出を防止するための有効な措置は、次により設けた場合とする。

(1) タンクを設置する室のしきいを高くする等の流出止めが設けられていること。

(2) タンクを設置する室の床、しきいまでの高さの壁及びしきいが、コンクリート、モルタル等で造られ、又は覆われていること。

(3) タンクを設置する室のしきいの高さまでの容量は、タンクの容量以上であること。ただし、2以上のタンクを設ける場合のしきいの高さまでの容量は、容量が最大であるタンクの容量以上であること。

(4) タンクを設置する室の床には、ためますが設けられていること。

(防火対象物の使用開始の届出)

第8条 条例第43条の規定による防火対象物の使用開始の届出は、様式第2号の届出書によりしなければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第9条 条例第44条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第44条第1号から第8号の2までに掲げる設備等の設置の届出は、様式第3号の届出書によりしなければならない。

(2) 条例第44条第9号から第13号までに掲げる設備の設置の届出は、様式第4号の届出書によりしなければならない。

(3) 条例第44条第13号に掲げるネオン管灯設備の設置の届出は、様式第5号の届出書によりしなければならない。

(4) 条例第44条第14号に掲げる水素ガスを充てんする気球の設置の届出は、様式第6号の届出書によりしなければならない。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第10条 条例第45条の規定による同条各号に掲げる行為の届出は、次に掲げる様式

の届出書によりしなければならない。ただし、当該行為をすることが急を要する場合には、同条第6号を除きその行為を行う当日までに口頭により届け出ることができる。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為（たき火を含む）の届出は、様式第7号によること。
- (2) 煙火の打上げ又は仕掛けの届出は、様式第8号によること。
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催の届出は、様式第9号によること。
- (4) 水道の断水又は減水の届出は、様式第10号によること。
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事の届出は、様式第11号によること。
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）の届出は、様式第17号によること。

（指定洞道等の届出）

第11条 条例第45条の2（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定洞道等の届出は、様式第12号の届出書によりしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第45条の2第2項において準用する同条第1項の規定による届出にあっては、変更する事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置を記載した経路概略図
- (2) 指定洞道等の内部に敷設され、又は設置されている通信ケーブル等、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備、排水設備、防水設備、金物設備その他の主要な物件の概要書
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する次に掲げる事項を記載した安全管理対策書
 - ア 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。
 - イ 火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理及び喫煙管理等出火防止に関すること。
 - ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関すること。
 - エ 職員及び作業員の防火上必要な教育訓練に関すること。
 - オ その他安全管理に関すること。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出）

第12条 条例第46条の規定による指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いの届出は、様式第13号の届出書によりしなければならない。

2 条例第46条第2項の規定による少量危険物又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いを

廃止する場合の届出は、様式第14号の届出書によりしなければならない。

- 3 第1項の届出書には、条例第31条の4第2項第1号、第31条の5第2項第4号又は第31条の6第2項第2号（条例第33条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定によるタンクの水張検査又は水圧検査の結果を証する書面を添付しなければならない。

（タンクの水張検査等の申請）

第13条 条例第47条の規定によるタンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、様式第15号の申請書により申請しなければならない。

- 2 前項の申請により検査を行った結果、条例第31条の4第2項第1号、第31条の5第2項第4号及び第31条の6第2項第2号それぞれに定める技術上の基準に適合すると認めるときは、当該検査を申請した者に様式第16号の少量危険物等タンク検査済証を交付するものとする。

（指定催しの指定の通知）

第14条 条例第42条の2第3項の規定による指定催しの指定の通知は、様式第18号の通知書によりしなければならない。

（火災予防上必要な業務に関する計画の提出）

第15条 条例第42条の3第2項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、様式第19号の提出書によりしなければならない。

- 2 前項の提出書には、火災予防上必要な業務に関する計画を添付し、正副2通提出するものとする。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第16条 条例第48条第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたもの又は設置されている場合においてその主たる機能が喪失していると認められたものとする。

- 2 条例第48条第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に消防用設備等が設置されていないこと又は設置されている場合においてその主たる機能が喪失していることとする。

（公表の手続）

第17条 条例第48条第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部ホームページへの掲載により行う。

- 2 前項に規定する方法により公表をする事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反の内容が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項
(委任)

第18条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の火災予防条例施行規則による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年7月25日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成24年10月10日規則第12号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日規則第2号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の火災予防条例施行規則第16条及び第17条の規定については、平成32年3月31日までの間は、適用しない。

附 則（令和2年12月25日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年 2月 3日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年 7月 3日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年11月17日規則第16号）

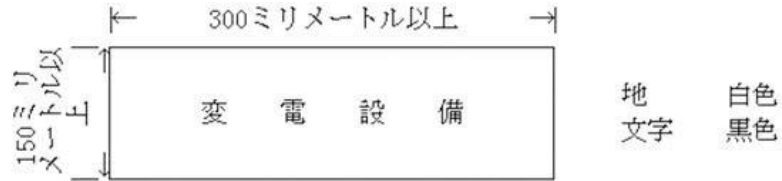
この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和8年 3月19日規則第11号）

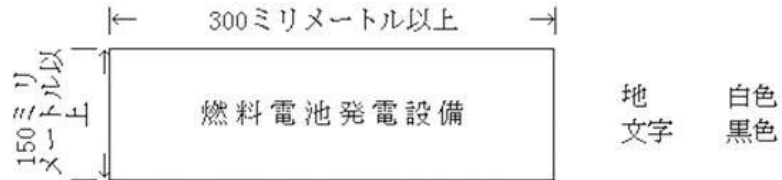
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

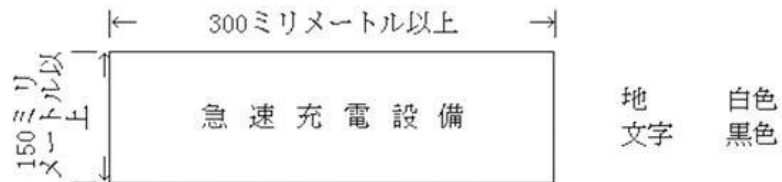
変電設備の標識



燃料電池発電設備の標識



急速充電設備の標識



蓄電池設備の標識

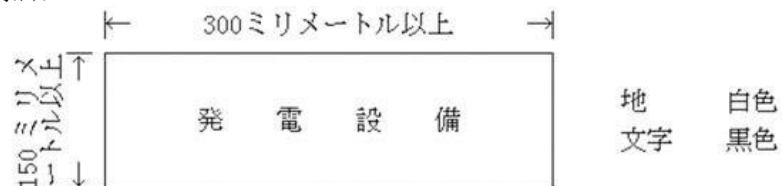


禁煙の標識

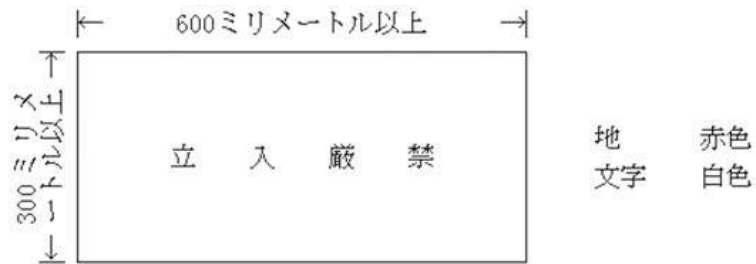


※ 必要により英文（NO SMOKING）を併記することができる。

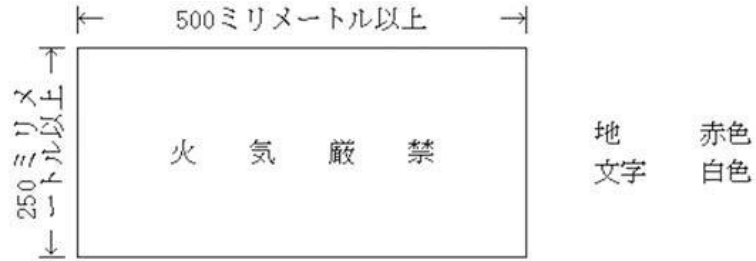
発電設備の標識



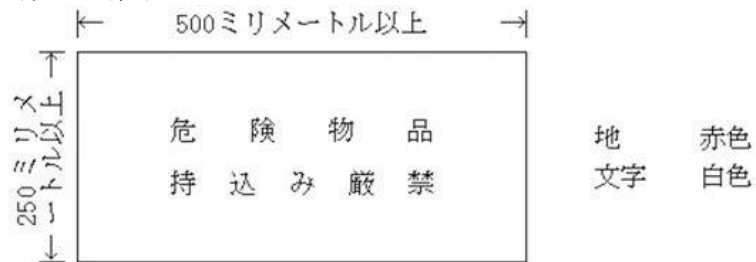
水素ガスを充てんする気球を掲揚又はけい留する場所への立入禁止の標示の標識



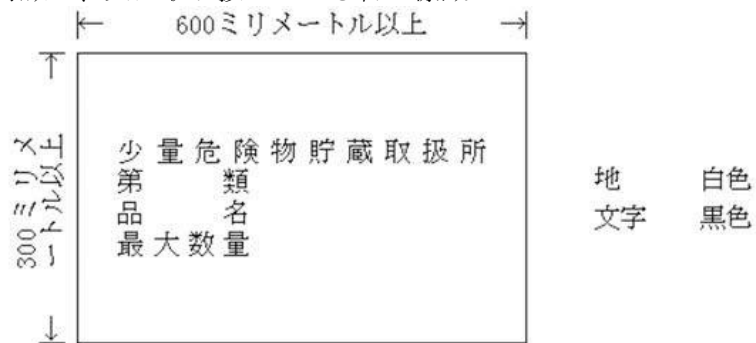
裸火使用禁止の標識



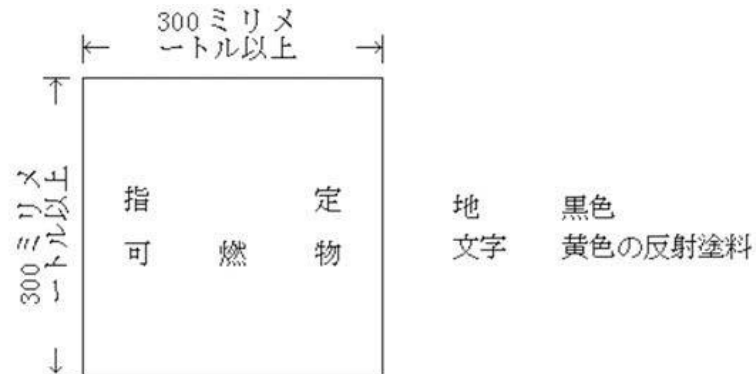
危険物品持込み禁止の標識



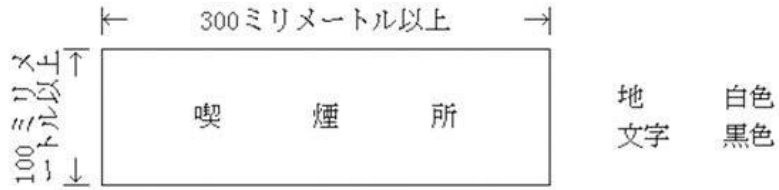
少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識



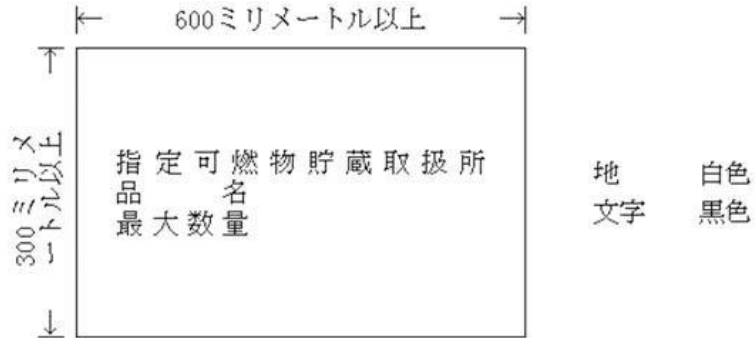
移動タンクにより指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識



喫煙所の標識



指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識



別表第2 (第4条関係)

禁水の掲示板



火気注意の掲示板



火気厳禁の掲示板



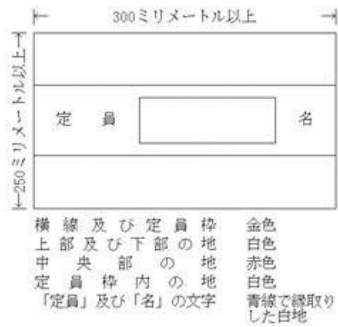
火気注意及び整理整とんの掲示板



別表第3 (第4条関係)

定員の表示板

表



裏

対象名	
年月日	年 月 日
定員内訳	椅子席 名
	立席 名

満員札

500ミリメートル以上

只今場内満員につき
しばらくお待ちください
"HOUSE FULL" PLEASE
WAIT A WHILE

地 薄水色
文字 赤紺色

禁止行為の解除承認申請書

年 月 日			
安房郡市広域市町村圏事務組合		消防長 様	
		申請者	
		住所	
		氏名	
		電話 () () ()	
火災予防条例第23条第1項の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので下記により申請します。			
防火対象物	所在地	電話 () () ()	
	名称	用途	
	関係者	住所	
	氏名		
指定場所	階	階の用途	
	名称	場所の用途	
	構造	内部仕上	
解除を受けようとする行為	種類	喫煙 ・ 裸火使用 ・ 危険物品持込み	
	期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	理由		
	内容		
行為者	住所		
	職業		
	氏名	(年齢 歳) 男 ・ 女	
火災予防上講じた措置			
その他			
※ 受付欄		※ 経過欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 解除の承認を受けようとする場所の詳細図及び当該場所付近の概要図を添付すること。
- 4 行為者が2人以上の場合は、その所属、氏名、年齢、性別等を記載した書類を添付すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第2号（第8条関係）

（その1）

防 火 対 象 物 使 用 開 始 届 出 書

年 月 日					
安房郡市広域市町村圏事務組合					
消防長 様					
届出者 住 所 氏 名 電 話 () () ()					
所 在 地	電話 () () ()				
名 称				主 要 用 途	
建築確認年月日			建築確認番号	第 号	
※ 消防同意年月日			※ 消防同意番号	第 号	
工事着手 年 月 日			工事完了(予定) 年 月 日	使用開始(予定) 年 月 日	
他の法令による 許 認 可					
敷地面積	m ²		建築面積	m ²	
				延面積	m ²
従業員数				公開時間又 は従業員時間	
屋外消火栓、動力 消 防 ポ ン プ 、 消 防 用 水 の 概 要					
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

(その2)

防火対象物棟別概要 (第 号)	棟名称							
	用途		構造					
	種類 階別	床面積 m ²	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設備等の 概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
計								

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「様式第2号(その2)防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 防火対象物の案内図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図等の設計図書を添付すること。

(その3)

防火対象物棟別概要追加書類 (A4)

防火対象物棟別概要 (第 号)	棟名称							
	用途		構造					
	種類 階別	床面積 m ²	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設備等の 概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
計								
防火対象物棟別概要 (第 号)	棟名称							
	用途		構造					
	種類 階別	床面積 m ²	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設備等の 概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
計								

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
 一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日					
安房郡市広域市町村圏事務組合					
消 防 長 様					
届出者					
住 所					
氏 名					
電 話 () () ()					
防火 対象 物	所 在 地	電話 () () ()			
	名 称		主要用途		
設 置 場 所	用 途		床 面 積	m ²	消防用設備等又は 特殊消防用設備等
	構 造		階 層		
届 出 設 備	設 備 の 種 類				
	着 工 (予 定) 年 月 日			竣 工 (予 定) 年 月 日	
	設 備 の 概 要				
	使 用 する 燃 料 ・ 熱 源 ・ 加 工 液	種 類		使 用 量	
	安 全 装 置				
取扱責任者の職氏名					
工 事 施 工 者	住 所	電話 () () ()			
	氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

急速充電設備
燃料電池発電設備
発電設備
変電設備
蓄電池設備
設置届出書

年 月 日					
安房郡市広域市町村圏事務組合					
消防長 様					
届出者 住 所 氏 名 電 話 () () ()					
防火対象物	所在地	電話() () ()			
	名称	用途			
設置場所	構造	場 所		床 面 積	
		屋内 (階) ・ 屋外		m ²	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等	不燃区画	有 ・ 無	換気設備	有 ・ 無
届出設備	電 圧	V	全出力又は蓄電池容量	kW kWh	
	着工(予定) 年 月 日		竣工(予定) 年 月 日		
	設備の概要	種 別	キュービクル式 (屋内 ・ 屋外) ・ その他		
主任技術者氏名					
工事施工者	住 所	電話() () ()			
	氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 全出力又は蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては蓄電池容量（定格容量）を記入すること。
- 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 当該設備の設計図書を添付すること。

ネオン管灯設備設置届出書

年 月 日			
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防長		様	
		届出者 住 所 氏 名 電 話 ()()()	
防火 対象 物	所 在 地	電話 ()()()	
	名 称	用 途	
届 出 設 備	設 備 容 量		
	着工(予定) 年 月 日	竣工(予定) 年 月 日	
	設 備 の 概 要		
工 事 施 工 者		住 所	電話 ()()()
		氏 名	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

年 月 日										
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防長 様										
届出者 住 所 氏 名 電 話 () () ()										
設置請負者		住 所		電話() () ()						
		氏 名								
看 視 人		氏 名 他 名								
設置期間		掲 揚		から まで						
		けい留		から まで						
設 置 目 的										
設置場所	地名地番									
	地上又は屋上の別		用途			立入禁止の方法				
充てん又は作業の方法			日時				場 所			
			方法				ガス置場			
構	気 球	型			直径			材質		
					体積			厚さ		
造	揚 綱		材質				太さ			
	電 飾	電球の定格電圧			灯数			配線方法	直列・並列	
		電線の種類						断面積		
総 重 量							その他 必 要 事 項			
支持方法	掲 揚									
	けい留									
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄					

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図(電飾を付設するものに限る。)を添付すること。

火災とまぎらわしい煙又は火炎
を發するおそれのある行為の

届出書

年 月 日	
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防長 様	
届出者 住 所 氏 名 電 話 ()()()	
発生予定日時	から まで
発生場所	
燃焼物品名 及び数量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

煙 火 打 上 げ
仕 掛 け 届 出 書

年 月 日	
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防長 様	
届出者 住 所 氏 名 電 話 ()()()	
打上げ 仕掛け 予定日時	から まで
打上げ 仕掛け 場 所	
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
打 上 げ に 直 接 従 仕 掛 け 事 する 責 任 者 の 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 5 打上げ及び仕掛け場所の略図を添付すること。

催 物 開 催 届 出 書

年 月 日			
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防長		様	
		届出者 住 所 氏 名 電 話 () () ()	
防火 対象 物	所 在 地	電話 () () ()	
	名 称	本来の用途	
使 用 箇 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造
		m ²	
	消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要		
使 用 目 的			
使 用 期 間		開 催 時 間	
収 容 人 員	人	避難誘導及び消火活 動に従事できる人員	人
防火管理者氏名			
その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第10号（第10条関係）

水道断水届出書
減水

年 月 日	
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防長 様	
届出者 住 所 氏 名 電 話 () () ()	
断水 水予定日時	から まで
断水 水 区 域	
工 事 場 所	
理 由	
現場責任者氏名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 断・減水区域の略図を添付すること。

道 路 工 事 届 出 書

年 月 日	
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防長 様	
届出者 住 所 氏 名 電 話 ()()()	
工 事 予 定 日 時	から まで
路 線 及 び 箇 所	
工 事 内 容	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 工事施工区域の略図を添付すること。

指定洞道等届出書(新規・変更)

年 月 日	
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防長 様	
届出者 住 所 氏 名 電 話 () () ()	
設 置 者	法人の名称
	代表者氏名
とう 洞道等の名称	
設 置 場 所	起 点
	終 点
	経 由 地
その他必要事項	
※ 受 付 欄	
※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 とう
洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な
図書を添付すること。

様式第13号（第12条関係）

少量危険物 貯蔵 届出書
指定可燃物 取扱い

年 月 日				
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防長 様				
届出者 住 所 氏 名 電 話 () () ()				
貯蔵又は取扱い の場所	所 在 地			
	名 称			
類、品名及び最 大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
貯蔵又は取扱方 法の概要				
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設置の概要				
消防用設備等又 は特殊消防用設 備等の概要				
貯蔵又は取扱い の開始予定期日 又は期間				
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

様式第14号（第12条関係）

少量危険物 貯蔵
 指定可燃物 取扱い 廃止届出書

年 月 日			
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防長 様			
届出者 住 所 氏 名 電 話 () () ()			
貯蔵又は取扱い の場所	所 在 地		
	名 称		
類、品名及び最 大数量	類	品 名	最大貯蔵数量
			一日最大取扱数量
貯蔵又は取扱方 法の概要			
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設置の概要			
消防用設備等又 は特殊消防用設 備等の概要			
廃止年月日	年 月 日		
廃止理由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

少量危険物等タンク検査申請書

年 月 日			
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防長 様			
届出者 住 所 氏 名 電 話 () () ()			
設 置 者	住 所	電話 () () ()	
	氏 名		
設 置 場 所			
タ ン ク 構 造	形 状		
	寸 法	mm	容 量 \varnothing
	材質記号 及び板厚		
タンクの最大常用圧力			kPa
検 査 の 種 類 及 び 検 査 希 望 年 月 日			
タ ン ク の 製 造 者 及 び 製 造 年 月 日			
他法令の適用の有無	高 圧 ガ ス 保 安 法		労 働 安 全 衛 生 法
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		※ 手 数 料 欄
	検 査 年 月 日 検査番号 第 号		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 タンクの構造明細図書を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第16号（第13条関係）

（その1）



少量危険物等タンク検査済証

水張又は水圧検査の別				
検査圧力		kPa		
タンクの構造	形状		容量	ℓ
	寸法	mm		
	材質記号及び板厚	mm		
製造者及び製造年月日				
タンク検査番号		第	号	
年 月 日				
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防長				

(その2)



← 70 ミリメートル →

少量危険物等 タンク検査済証	
検査圧力	kPa
検査番号	第 号
検査年月日	年 月 日
安房郡市消防本部	

↑ 50 ミリメートル ↓

備考

- 1 このタンク検査済証は、金属板とすること。
- 2 斜線部分の地色は、黒色とすること。
- 3 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

露店等の開設届出書

年 月 日			
安房郡市広域市町村圏事務組合 消防長 様			
届出者 住 所			
(電話)			
氏 名			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現場責任者氏名	(電話)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

指定催しの指定通知書

第 号
年 月 日

様

安房郡市広域市町村圏事務組合
消防長

火災予防条例第42条の2第1項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教 示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に安房郡市広域市町村圏事務組合理事会に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に安房郡市広域市町村圏事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において安房郡市広域市町村圏事務組合を代表する者は、安房郡市広域市町村圏事務組合理事長となる。）。

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に安房郡市広域市町村圏事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

